

慶弔見舞い規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県環境計量協議会（以下「埼環協」という。）の正会員、名誉会員、賛助会員、顧問（以下「埼環協会員等」という。）及び埼環協に関係する団体における慶弔見舞金の支給について定める。

(慶弔対象)

第2条 慶弔の対象は次のとおりとする。

- (1) 埼環協会員等又は埼環協に関係する団体の埼環協関係者が死亡したときは慰霊として弔慰金の支給と弔電を送り、弔意を表す。
- (2) 埼環協会員等が、本会の目的及び事業に関する貢献を主たる事由として叙勲、藍綬褒章又は黄綬褒章を受賞したときは、顕彰祝金を贈る。

(弔慰金の適用範囲)

第3条 弔慰金の適用範囲は次のとおりとし、複数の対象に係る場合は、上記表の上位を適用する。

- | | | |
|--------------------------|-----|-----|
| (1) 埼環協の理事・監事 | 弔慰金 | 5万円 |
| (2) 埼環協の会員各社の代表者本人、顧問 | 弔慰金 | 3万円 |
| (3) 東京、神奈川、千葉等の県単会長、名誉会員 | 弔慰金 | 1万円 |
| (4) 首都圏環境計量協議会連絡会委員 | 弔慰金 | 1万円 |

(弔電の適用範囲)

第4条 弔電の適用範囲は次のとおりとする。

- (1) 埼環協の理事・監事
- (2) 埼環協の会員各社の代表者本人、顧問
- (3) 東京、神奈川、千葉等の県単会長、名誉会員
- (4) その他関連団体で必要と思われる場合

(顕彰祝金)

第5条 顕彰祝金の適用範囲は次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------------|------|-----|
| (1) 叙勲を受けたとき | 顕彰祝金 | 3万円 |
| (2) 藍綬褒章又は黄綬褒章を受賞したとき | 顕彰祝金 | 3万円 |

(その他)

第6条 この規程に定めがなく、会長が必要とする慶弔については、その都度会長、副会長、事務局長で協議し決定する。

- 2 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は平成30年1月1日から施行する。